

新潟市給水装置修繕工事事業者の登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置の漏水等修繕工事（以下「修繕工事」という。）を行う新潟市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に関する情報を適確にお客さまに提供することを目的に、新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が一定の要件を満たした指定工事事業者を新潟市給水装置漏水修繕等登録工事事業者（以下「登録工事事業者」という。）とすることに関して必要な事項を定める。

(修繕工事の範囲)

第2条 対象とする修繕工事の範囲は、主として宅地内の水道メーター下流側とする。

(登録の要件)

第3条 管理者は、登録を希望する指定工事事業者のうち、次の各号のいずれにも適合する者を登録工事事業者とすることができる。

- (1) お客さまからの修繕工事依頼に対し、確実、迅速かつ誠実に対応できること。
- (2) 修繕対応行政区、修繕対応時間、休業日が明確であること。
- (3) 前号の修繕対応時間内における連絡先及び修繕対応時間外における緊急連絡先が明確であること。
- (4) 登録手続きのための書類提出日から2年前までの間に、新潟市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱に基づく処分及び指導を受けるなど、不適切と認められる行為のないこと。
- (5) 登録手続きのための書類提出日から2年前までの間に、管理者または日本水道協会新潟県支部が主催する指定工事事業者向け講習会に1回以上参加していること。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りではない。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員を

いう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものに該当しないこと。

(登録工事事業者情報の周知)

第4条 管理者は、新潟市水道局のホームページ及び広報紙等により、お客さまへ登録工事事業者に関する情報の周知を図る。

2 登録工事事業者は、自己の店頭その他に登録工事事業者である旨を表示することができる。

(修繕工事の費用)

第5条 修繕工事に必要となる費用の額は、お客さまと登録工事事業者との間で誠意をもって決定する。

(登録工事事業者の責務)

第6条 登録工事事業者は、お客さまから修繕工事の相談及び依頼があった場合、誠実に対応しなければならない。

2 登録工事事業者は、修繕工事を依頼したお客さまへ工事着手前に工事内容について十分な説明を行い、概算見積額を提示しなければならない。

3 登録工事事業者は、水道法、新潟市給水条例、新潟市給水装置工事施行指針及び関係法令等を遵守し、給水装置工事として適正に修繕工事を施工しなければならない。

4 登録工事事業者は、お客さまから苦情があった場合、適切に対応しなければならない。

(報告の徴収)

第7条 登録工事事業者は、毎年度4月末日までに、前年度における修繕工事の施工件数を記載した給水装置修繕工事施工件数報告書(別記様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 登録工事事業者は、修繕工事に関しお客さまとの間で発生したトラブルを速やかに管理者へ報告しなければならない。

3 管理者は、必要に応じて修繕工事の方法や苦情対応等の内容について、登録工事事業

者に報告または資料の提出を求めることができる。

(登録の手續)

第8条 登録工事事業者を希望する指定工事事業者は、次の書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 給水装置漏水修繕等登録工事事業者申込書（別記様式第2号）

(2) 指定給水装置工事事業者証の写し

(3) 給水装置漏水修繕等登録工事事業者誓約書（別記様式第3号）

2 登録の申込は随時受付けるものとし、管理者は、前項の書類を受理した日から14日以内に、第3条の登録要件による審査を行う。

3 管理者は、前項の審査結果について、当該指定工事事業者に対し速やかに給水装置漏水修繕等登録工事事業者審査決定通知書（別記様式第4号）を交付する。

(登録事項の変更等)

第9条 登録工事事業者は、登録申込書等の記載事項を変更しようとするときは、給水装置漏水修繕等登録工事事業者変更届出書（別記様式第5号）を変更日の7日前までに管理者に提出しなければならない。

2 登録工事事業者を辞退しようとするときは、給水装置漏水修繕等登録工事事業者辞退届出書（別記様式第6号）を辞退日の7日前までに管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の辞退届出書を受理したときは、登録工事事業者に対し速やかに給水装置漏水修繕等登録工事事業者抹消通知書（別記様式第7号）を交付する。

(登録の取消し)

第10条 管理者は、登録工事事業者が第3条の登録要件に適合しなくなった場合、第6条の登録工事事業者の責務に反した場合、その他登録工事事業者としてふさわしくない事実が判明した場合は、登録工事事業者を取消することができる。

2 管理者は、前項の取消しを行ったときは、当該指定工事事業者に対し速やかに給水装置漏水修繕等登録工事事業者抹消通知書（別記様式第7号）を交付する。

(登録取消し後の再登録)

第 1 1 条 管理者は、前条に定める登録の取消し後 6 か月が経過し、取消し理由に係る事実の解消が確認された場合には再登録ができるものとする。

2 再登録を希望する指定工事事業者は、第 8 条の規定に基づき再登録の手続きを行うものとする。

(指定工事事業者で構成される団体の登録)

第 1 2 条 管理者は、登録を希望する指定工事事業者で構成される団体に対しても、特に必要であると認めた場合は、登録工事事業者とすることができる。

2 前項の指定工事事業者で構成される団体の登録の手続きについては、第 8 条の規定を準用する。

(書類等の提出方法)

第 1 3 条 第 7 条から第 9 条の規定により指定工事事業者又は登録工事事業者が提出する報告書、申込書及び届出書等は、書類によるもののほか電子情報処理組織（新潟市情報技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 2 0 年新潟市条例第 3 6 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。）の使用により行うことができるものとする。

(登録等の事務)

第 1 4 条 この要綱に係る事務は、管路課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

年 月 日

給水装置修繕工事施工件数報告書

（あて先）
新潟市水道事業管理者

（報告者）

登録番号 第 号

事業所所在地

事業者名

代表者名

事業所電話番号

修繕工事の施工件数（ 年度分）について、新潟市給水装置修繕工事事業者の
登録要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

<漏水修繕等工事施工件数>

施工件数 合計	施工内容別内訳		
	漏水修繕	器具修繕	その他
件	件	件	件

- （施工内容）
- ・漏水修繕：漏水に伴う修繕件数（給水管の漏水修繕など）
 - ・器具修繕：器具故障等に伴う修繕件数
（給水栓の取替、ボールタップの修理・取替など）
 - ・そ の 他：その他の修繕件数

年 月 日

給水装置漏水修繕等登録工事事業者申込書

(あて先)
新潟市水道事業管理者

(申込者)

事業所所在地

事業者名

代表者名

事業所電話番号

指定番号 第 号

新潟市給水装置修繕工事事業者の登録要綱第8条の規定により、次のとおり申込みます。

1 修繕対応が可能な行政区

☐ 全行政区 ☐ 特定の行政区 ()

2 修繕対応時間

□ 終日

☐ 昼間（具体的時間：_____）

☐ 夜間（具体的時間：_____）

3 休業日

- ・通 常 ()
- ・夏季休業 ()
- ・年末年始 ()
- ・その他 ()

4 申込者の概要

【別紙】新潟市指定給水装置工事事業者概要

【別紙】新潟市指定給水装置工事事業者概要

事業者名（フリガナ）		
事業所の所在地		
事業の範囲		
従業員数	人	
役員の役職および氏名（法人の場合）		
役 職	氏名（フリガナ）	
修繕工事を行う事業所の名称・所在地・連絡先	(名称・フリガナ)	
	(所在地)	
	(連絡先)	
対応時間内の連絡先 (携帯電話も可)		
対応時間外の緊急連絡先 (携帯電話も可)		
修繕工事に指名する主任技術者の氏名・免状交付番号（複数可）	(氏名・フリガナ)	(免状交付番号)
修繕工事人員体制	人	
講習会への直近の参加実績	主催者	
	講習会名	
	参加年月日	

給水装置漏水修繕等登録工事事業者誓約書

給水装置の漏水等修繕工事を施工するにあたっては、新潟市給水装置修繕工事事業者の登録要綱の各規定を遵守するとともに、お客さまとの契約内容を確実、迅速かつ誠実に履行することを誓約いたします。

年 月 日

指定工事事業者名

代表者名

新水 第 号
年 月 日

給水装置漏水修繕等登録工事事業者審査決定通知書

事業所所在地

事業者名

代表者名 様

新潟市水道事業管理者

水道局長 印

新潟市給水装置漏水修繕等登録工事事業者への 年 月 日付け申込みについて、新潟市給水装置修繕工事事業者の登録要綱第 8 条の規定に基づき、審査結果を次のとおり通知します。

☐ 登録要件に適合していると認められましたので、登録を行いました	☐ 登録要件に不適合でしたので、登録を行いませんでした
1 登録番号 第 号	1 不適合要件 要綱第 3 条 第 号
2 登録年月日 年 月 日	2 備考

年 月 日

給水装置漏水修繕等登録工事事業者変更届出書

（あて先）
新潟市水道事業管理者

（届出者）

登録番号 第 号

事業所所在地

事業者名

代表者名

事業所電話番号

新潟市給水装置漏水修繕等登録工事事業者の登録事項を変更したいので、新潟市給水装置
修繕工事事業者の登録要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項および内容

2 変更年月日

年 月 日

年 月 日

給水装置漏水修繕等登録工事事業者辞退届出書

（あて先）
新潟市水道事業管理者

（届出者）

登録番号 第 号

事業所所在地

事業者名

代表者名

事業所電話番号

新潟市給水装置漏水修繕等登録工事事業者の登録を辞退したいので、新潟市給水装置修繕
工事事業者の登録要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 辞退理由

2 辞退年月日

年 月 日

新水 第 号
年 月 日

給水装置漏水修繕等登録工事事業者抹消通知書

登録番号 第 号

事業所所在地

事業者名

代表者名 様

新潟市水道事業管理者

水道局長 印

新潟市給水装置修繕工事事業者の登録要綱第 条の規定に基づき、新潟市給水装置漏水修繕等登録工事事業者の登録を抹消したので通知します。

1 抹消理由

2 抹消年月日

年 月 日